

第 56 回長野県景観審議会議事録

日時 令和 4 年（2022 年）5 月 23 日（月）
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

場所 長野合同庁舎本館 501 号会議室

1 日 時 令和4年(2022年)5月23日(月) 午後1時30分から3時30分まで

2 場 所 長野合同庁舎本館501号会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(五十音順、敬称略)

赤羽 直美	上原 三知 (オンライン出席)
太田 寛 (オンライン出席)	大森 女礼
小坂 禎二	小林 由美子 (オンライン出席)
武山 良三	中里 麻美子
丸山 幸弘	山口 美緒 (オンライン出席)

(2) 長野県

高倉 明子	建設部参事兼都市・まちづくり課長
美谷島 淳	建設部都市・まちづくり課 企画幹
小口 美里	建設部都市・まちづくり課 景観係長
その他都市・まちづくり課景観係職員	

(3) 白馬村

以下、要旨

(美谷島企画幹)

ただいまより第 56 回長野県景観審議会を開催いたします。私は本日の進行を務めさせていただきます、都市・まちづくり課企画幹の美谷島淳と申します。どうぞよろしくお願い致します。

事務局から、当審議会委員の皆様の御紹介をさせていただきます。お手元に委員名簿を配布してございますので、ご参照ください。なお、藤澤様は本日欠席の御連絡を頂戴しております。

また、前回の審議会以降、委員の改選がございました。新たな公募委員に小林由美子委員、中里麻美子委員が就任されましたので御報告申し上げます。

続きまして、会議の成立について御報告いたします。委員総数 11 名のところ本日は 10 名の委員の皆様に御出席を賜っております。過半数の委員の御出席がいただいておりますので、長野県景観条例第 4 条第 2 項に基づいて会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは審議会の開会にあたり、長野県建設部長の田中衛よりごあいさつ申し上げます。

(田中建設部長)

(あいさつ)

(美谷島企画幹)

続きまして、本年度の事務局職員を紹介いたします。

(事務局職員あいさつ)

(美谷島企画幹)

それでは議事に入ります前に資料の御確認をお願いいたします。本日の審議会の資料についてあらかじめ送付させていただいているところですが、あらためて一式をお手元に御用意しております。

(資料の確認)

なお、本会議は公開で行われまして、議事録はホームページにおいて公開されます。議事録作成のため御発言等の会議内容は録音させていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようよろしくお願いいたします。

次に会長の選任についてお諮りいたします。選任にあたっては参事兼都市・まちづくり課長の高倉が進行いたします。

(高倉参事兼課長)

会長が選任されるまでの間、私が進行を務めます。よろしくお願いいたします。先ほども申しましたように、今年 4 月に審議会委員の改選が行われまして、あらためて会長を選任していただく必要がございます。お手元に配布させていただいております、長野県景観条例の抜粋をご覧ください。景観条例第 38 条第 1 項の規定により、会長は委員の皆様の互

選によって御選任いただくこととなっております。委員の皆様から立候補、あるいは御推薦がありましたら御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小坂委員)

小坂でございます。どうでしょう、もしよろしければ事務局案がありましたらお示しいただくということでいかがでございましょうか。

(高倉参事兼課長)

ただいま小坂委員から事務局案を求められました。事務局としましては、引き続き学識分野の武山良三委員が会長に望ましいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(高倉参事兼課長)

異議なしとのお声をいただきました。武山委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。

(武山委員)

はい。

(高倉参事兼課長)

ありがとうございます。それでは武山委員に会長をお願いしたいと思います。武山会長、会長席に御移動をお願いいたします。

ただいま御就任いただきました武山会長様からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(武山会長)

あらためましてこんにちは。武山と申します。初めての方もおられますね。私は広告物のデザインを専門にしております、審議会でもよく話題になっている屋外広告物の問題、あるいはそれを活用した景観づくりというものを調査研究しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

今般、岐阜のほうに行く機会があったのですが、こいのぼりが農家の軒先を飾っておりました。私は兵庫県の出身ですけれども、昔は兵庫県でも多く見かけましたが、最近はずいぶん減ってしまい、ほとんど見かけない状態です。久しぶりにこいのぼりがたなびく姿を見ましたし、新しく水が張られた水田にその姿が反射し、両方で泳いでいるというような景色を見まして、とても美しいなと感じました。何が魅力的で美しいのか、私たちはどんな景観を目指すのかということ、原点回帰して考えようといひますか、そういう思ひがした次第です。

一方で、耕作放棄農地対策やゼロエネルギー、地球温暖化対策ですとか、いろんな施策

をしていく上で、これからの社会に対応した設備等々が必要になってきておりますが、それらに関する景観という問題もまた出てまいります。どう折り合いをつけてよい景観をつくっていくかということが、この審議会にとっても重要なファクターになっていくかと思えます。委員の皆様いろいろな御意見を伺いながら、よい方向性を見出すことができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高倉参事兼課長)

ありがとうございました。それでは長野県景観条例第 38 条第 3 項の規定により会長の職務を代理する委員を、あらかじめ会長さんが御指名いただくということになっておりますので、武山会長から会長代理を指名していただきたいと存じます。

(武山会長)

会長代理ですけれども、赤羽委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(赤羽委員)

はい。

(高倉参事兼課長)

それでは赤羽委員、ひとことごあいさつお願いいたします。

(赤羽委員)

会長代理ということで御指名いただきました、赤羽でございます。身の引き締まる思いですけれども、武山会長のお支えをできますよう務めさせていただきますので皆様よろしくお願いいたします。

(高倉参事兼課長)

ありがとうございました。それではよろしくお願いいたします。大変恐縮ですが建設部長の田中は所用がございますので、ここで失礼させていただきます。

それでは長野県景観条例第 40 条第 1 項の規定によりこれ以降の議事につきましては武山会長に議事をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(武山会長)

それではよろしくお願いいたします。はじめに議事録署名人を指名いたします。本日は赤羽委員と大森委員にお願いいたします。ではさっそく審議事項に入ってまいります。一つ目、国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について、ということで、これは長野県景観条例第 5 条第 1 項及び第 2 項に基づく諮問案件になっております。それでは事務局の方からお願いします。

(1) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について
(都市・まちづくり課 美谷島企画幹 資料1-1～1-7により説明)

(武山会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました点につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。オンラインで出席の委員の方々はミュートを外して御発言いただけましたら、そちらに注目したいと思います。よろしく願いいたします。

(赤羽委員)

白馬村さんの独自の地域区分というのがございますよね。これについて詳しく御説明していただいてもよろしいでしょうか。

(美谷島企画幹)

どういう考え方でこのエリア分けをしたのか、ということよろしいですか。

(赤羽委員)

そうです。

(美谷島企画幹)

まず7地域に分けて、重点地区を3つ、色彩エリアを3つ設定しておられます。どのような考えで分けたのか、白馬村の方、ご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

(白馬村建設課)

白馬村役場の降幡と申します。今赤羽委員からご質問いただきました、このエリアの考え方について説明いたします。ベースにありますのは、山岳景観を維持することです。そのために景観のまちづくりはどうあるべきかという考え方の中で、策定委員会を持ちまして、こういったエリアをまず分けております。山岳景観というところがベースにございますので、西側の北アルプス、そこに近い部分を山岳、山林集落のエリアということで決めていくのは、これは自然の流れです。また、長野市との境になります東側のエリア、地図ですと右側のエリアですが、その部分というのは山村集落が歴史的な構築をされているという経過がありますので、こちらも必然的に山林集落地域としてエリアが決まってきます。

問題はその真ん中に挟まれた、紫、また深い紫、黄色のエリア、こういったところをどのように切っていくかということが、村の中での考え方の非常に悩んだところであります。やはり都市計画区域の中で考えていくと、まずスキー場というのが一つ観光産業の景観という中では突出して出てくるものがございますので、深い紫色のスキー場地域としました。スキー場については、昨今夏の営業等もかなり白馬村も進んでまいりまして、大きなホテルの計画ですとか、索道の張り直し、そういったものも考えられますので、独自に規制をしていく必要があるのではなかろうかという考え方があります。

また黄色い部分、こちらについてはいわゆる田園の部分でありますので、圃場整備、また先ほどこれも会長さんのお話にありました休耕田、そういったものが中に含まれております。そういったものをどのように景観の価値を向上させていくかということで考えておりますので、田園地域として分けました。

続いてそこから残っていった淡い紫色の地域は観光エリアという考え方を持っております。ここは白馬村の商店等の観光施設があり、また住宅もこの中に密集をしております。そういったところの区分けが、白馬村は民宿発祥の地と言われていたところもございますので、なかなか生活と観光の区分けがつかない。そういった中での複合景観をこの淡い紫色、観光地域として提示していくと考えました。

その上で、山岳景観を見るときにどこから見ていくかと考えたときに、やはり沿道からその街並みを通して北アルプスを見るだろうということで、やはり沿道景観を非常に重要視していかなくては白馬村の山岳景観は保全できないと考え、3つの軸を重点地区とする考え方で今回は御提案をさせていただいた次第です。以上です。

(武山会長)

ほかはいかがでしょうか。オンラインで御参加の方も是非御発言をしていただきたいと思っております。

手続的には、市町村が景観行政団体に移行するという事で諮問がありました。県の景観審議会としましては、移行することによって県が進めてきた景観計画に支障が出るようなことでは困りますので、そういった危惧があるようでしたら、その点は確認していくことになるかと思いますが、御説明でもありましたように、基本的には県の基準よりも厳しい形で運用されたいということなので、その点は問題ないのかなと思っております、いかがでしょうか。

(丸山委員)

内容を見させていただいて、地元の方たちの意見をどんどん具体的に示されていくということで、非常にいい案だと思います。長野県全体で漠然とした景観というのをやっているよりも、やはり地域に根ざした独自の地域区分等で、自らの景観を守っていくということが非常に姿勢としてはいいと思っております。以上です。

(武山会長)

県の審議会でも村の計画についてどこまで話をするかというのは、白馬村さんのお考えで、あまりここでいう必要はないかなと思っておりますが、私の本当に小さな懸念ですけれども、細かく区分けをいただくことはいいのですが、それを運用するときの実行体制について気になっております。届出をしようとする段階で、ここは一体どんな基準で実施すればいいだろうということがわからなくならないように、それぞれの住所に見合った基準がこうですよ、ということを知りやすく御提示いただく必要があるかと思っております。また、一般地域も7つありますけれども、基本的には山岳とか山林、河川あたりは、どちらかといえば開発行為はやめたほうがいいというエリアであろうと思っておりますし、駅周辺でありますとかスキー場あたりは、一定のモラルの中で開発はできますよ、といった、大きくエリアの方向

性がわかるというような見せ方というものも大事ではないかと思っています。そのあたり工夫をしていただければと思っています。

オンラインで御参加の委員の方々いかがでしょうか。ほか何か御意見ございましたら、お気づきの点ございましたらお願いいたします。

(上原委員)

信州大学の上原です。基本的には各自治体に景観計画の権限とか方針が作れるように移譲されていくということなので非常にいいことだと思っています。一方で今日の御説明であったように、該当地域がなくなったので、県としては田園地域に関するガイドラインを削除されるということで、それはそれでいいのだろうかと思います。

また一方でこのコロナ禍の状況も考えると、大きな企業が急に撤退したりとか、あるいは白馬だと外国の方、主にシンガポールとか中国とか、ちょっと文化圏が違うような方のコミュニティを対象にガイドラインの説明をしたりとか、コンセンサスを得るというような、違う問題が起こるような気がしています。そうしたとき、会長が言われたように、今まで一律で管理してきたところをかなり複数区分に分けてチェックするという、業務自体が増える中で、大きな問題について、もう少し県とかと協働で、白馬と県ということではなくて、ほかにいろんなスキーとか観光業とか、あるいは海外の方が住まわれるようになっている地域とかで議論するようなそんなチャンネルがあるとよいのかなと思います。県としても自治体さんが自分たちでやるのでいいよ、ということではなくて、いろいろな自治体と連携、情報交換はされたほうが良いのじゃないかなと思います。

また、伊那谷もそうですけれど、各自治体によって厳しめになったり緩やかになったりということがありますと、沿道としてつながっているときに同じ企業の看板が、ある地域はすごく小さく、またある地域では大きくなるといった、予期しない問題もあろうかと思われれます。市町村の境でがらっと雰囲気が変わったり、あるいは規制の緩いところに看板が集中したり、というように。

今まで一律だったところが急にちぐはぐになると、問題が起きると思いますので、個別に権限移譲して自分たちだけで考えてもらうだけでなく、どう連携するのか調整する必要もあると思います。是非、長野県を代表する観光地でありますので、連携について議論する仕組みをつくって応援していただけるといいのかなと思っています。以上でございます。

(武山会長)

ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと思っています。景観行政団体になったからノータッチということではなくて、情報交換していただいて、県として、似たような状況にある地域をつなげていただくと、そんなことを是非お願いしたいと思っています。ほか、いかがでしょうか。

(美谷島企画幹)

今上原先生からいただいたことでございますけれども、県としましても白馬村が抜けたからこれでさよなら、というのではなくて、引き続き連絡体制、基本的には近くの、周り

の景観行政団体を含めまして、調整していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

(太田安曇野市長)

安曇野市の太田でございます。今の上原先生の御発言に関係すると思えますけれども、
この地域は今ちょうど、県内の景観行政団体の状況を拝見いたしますと、北の小谷村それ
から南の大町市、いずれも移行に準備をしているという状況だと伺っています。その際、
観光部等を中心といたしまして、この地域は一体として国際的なスノーリゾートにしよう
という、そういう構想がございますので、まさに個別の景観行政団体としてそれぞれが活
動するとき、是非、一つの大北地域としての統一性をどこかで市と村が話し合っていた
だいて、統一的な考え方のもとでこの景観行政を進めていただければと思っています。私
からは以上でございます。

(武山会長)

ありがとうございます。景観の中で、よく屋外広告物の課題が出ますけれども、商業の
広告物だけでなく、公共の広告物というものもお考えいただければと思います。今御指摘
がありましたように、複数の地域が連携して人々をお迎えするという形が望ましいのかな
と思います。そのときに区域ごとに案内の方法が違ふとか、そういうことではなくて、少
し広域のパブリックな情報共有みたいなこと、あるいは提示の仕方についても御検討いた
だけたらと思います。ほか、よろしいですか。

蛇足になるかもしれませんが、それぞれの区域で規定を定めますけれども、規定
というのはなかなかうまく適合しないケースも散見されるように思います。やはり大事な
ことは、その地域の景観をどうとらえてどうしていこうとしているのか、その意思表示と
いいますか、コンセプトについてしっかりと書き込んでいただきたい。こういうことだか
ら守っていく必要があるんだよと。横と見たときにバランスを見てくださいよと、そうい
うようなことはなかなか規則には書けませんので、でも大事なことは現場の中でどう調整
していくのかということですから、そういった観点を是非入れていただけたらと思います。

それでは諮問のとおり意見なしということでもよろしいでしょうか。また、答申文の作成
にあたりまして細かい文言の訂正等は会長に一任いただきたいと思いますが、こちらもよ
ろしいでしょうか。ではそれで進めさせていただきます。

審議事項は以上で、2つ目が報告事項になります。屋外広告業者指導監督処分基準の制
定ということで、事務局から御説明をお願いします。

(2) 屋外広告業者指導監督処分基準の制定について

(都市・まちづくり課 小口係長 資料2により説明)

(武山会長)

どうでしょうか。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

(上原委員)

信州大学の上原ですけれども、よろしいでしょうか。今の資料を見ると、登録業者から先に並んでいて、最後に広告主の記載がありますけれども、基本的には依頼を受けて、ここで赤い看板、目立つ看板作ってくれということだと思うので、広告主が先に評価されるべきではないかなと思います。結局仕事をいっぱい取っているところが不利になってしまうのではないかなと思いましたが、いかがでしょうかという、素朴な疑問でございます。

(小口係長)

屋外広告物法では、業者を登録させるなど、業者の責任というのをだいぶ厳しく管理しております。そういったことをふまえ、今考えている基準案としては、まずは業登録をしないで営んだ者が一番重い違反行為になるということで、罰則の基準も高くなっております。法の方でも刑事処罰の対象が、やはり業登録の関係のものが多くありますから、法と整合性を取るために、業登録の方の処分のほうが先に来ざるを得ないという考え方を持っております。ただ、その上で、先ほど上原委員もおっしゃったとおり、わかっている依頼する広告主もやはりいるわけで、それも断わりきれない業者というのもいらっしゃると思いますので、そういった部分を考慮して、広告主でわかっている者については、当然共謀ということで、同じ処分を付させていただくというように考えています。この規定については、福井県や静岡県、山口県などが広告主に対しても共謀共犯という形で処分を課す規定を設けております。それらを参考に、長野県の処分基準に関しても、広告主に違反があった場合には厳しく罰したいということで今検討を進めているところです。以上です。

(武山会長)

上原委員、いかがでしょうか。

(上原委員)

ありがとうございます。理解できました。無登録の方が一番厳しくということと、広告主も入っているということですので問題ないかと思っておりますけれども、ただ、くれぐれも弱い者いじめみたいなにならないようにしてもらいたいというか、仕事をやらされてやっている方だけが罰金、点数を引かれるっていうのはちょっと違うかなと思います。

また、罰則だけだとどうしてもうまくいかないと思うので、むしろ景観を改善するような取組もした場合にはプラスのポイントが与えられるとか、そういうインセンティブがないと、たちごっこになるのかなと思います。以上でございます。

(武山会長)

ありがとうございます。建てつけとして、業者をコントロールすることによって広告物をなんとかしようということが、屋外広告物法の中で流れておりますので、直接広告主を罰するというのは難しいのかもしれませんが、しかし今御紹介がありましたように、一部地域は広告主を罰するという流れが出ております。条例に書いていないことをここでやるということとはたぶんできないと思いますので、そういったことも進めていただけたらと思

います。

それから上原委員の御指摘にありました、貢献した事業者の場合は、少しポイントを付与する場合があってもいいのではないかという御発言がございました。金沢市では審査制度によって、当初案から景観にあわせたデザインに変更させるということを進められていますが、変更した事業者に対して協力賞を与える、ということをしてはいますね。努力したことを評価するような動きがあると、それならやってみましょうか、というような心理的な働きかけもあるかなと思いますので、あわせて御検討いただけたらと思います。ほかにはいかがでしょうか。

(小坂委員)

小坂でございます。何年か前に長野市で、われわれ業界と行政が一緒になって、特に長野駅周辺や権堂町などを、歩いてまわりました。落下の危険性があるものやだいぶ劣化しているもの、危険な広告物がないかを、確か 3000 件ほどチェックいたしました。かなり危険度が高いなというものに関しては 700 件ほどだったと思うのですが、それらの所有者に対して長野市の方から、危険なのでメンテナンスしてくださいという是正の通達を出していただきました。これは私ども業者の立場で言うのと、行政の方から言うのとで、やはり重みという意味で違いがありますので、ありがたかったと思います。広告主さんに関しては、われわれ業界としてももちろん啓蒙活動をしていってはいるのですが、業者の立場からできることの限界もあるのかなと思いますので、行政の立場からも、もっとしっかり御指導いただくということもあわせて是非やっていただきたいと思います。

コンプライアンスのしっかりしている会社さんの仕事をしている分にはいいのですが、なかなかそうでないお客さんの仕事をするのも、現状ではないといえないというのが実情でございますので、そういったところも、行政はマクロの視点で一緒になってやっていただければなど、業界の立場から申し上げておきたいと思います。

それから、個人的な疑問なのですが、今回の内容に関しては、車の運転免許証のようなイメージで、登録や許可という手続き部分の不備に対する処分が主体になっておりますけれども、例えば事故を起してしまった場合の処分についてはどうなるのでしょうか。何年か前も、それこそ建設部さんと事例調査したことがありました。落下事故が起きて、調べたら一応図面は出ていたと。図面はあったのだけれども図面どおりの施工がされていないということがあったと記憶しているのですが、そういう事故を起こしたようなときの罰則というのは、どうなるのでしょうか。非常に難しい問題になってくるかと思いますが、運転免許でいうと、無免許運転というような意味合いのことではなくて、免許があつて事故を起こしてしまった場合の処分とか、そういったところは想定されているのかどうか、お考えであればお聞かせいただきたいと思います。

(小口係長)

ありがとうございます。実は長野県でも、3、4年前に、茅野市で大規模商業施設の看板が落下したということがございました。処分まではいかなかったのですが、調査でボルトの不適合とか腐食等があったということで改善命令を出し、それに従って直していただいたという次第です。先ほど申し上げたとおり、山口県や静岡県、それから福井県の基準

を見ますと、良好な状況が保持されていない広告物に関する措置命令、指導とか、そういうものに従わなかった場合において、違反得点という形をとっています。事故を起こした業者をすぐに罰則という考え方はとっていないようですので、やはりきちんと指導した上で、それに従わなかった業者について罰則を設けるという方向になろうかと思います。今の御意見を踏まえまして、また整理させていただきたいと思います。

(武山会長)

取組としては、なんとか制度につながればと思いますけれども、これがなかなか、簡単ではないなという印象を持っております。ネガティブな、特に罰則まで与えるということになりますと、しっかりと運用の制度を作っておかないと、いざ罰則を適用しようとしたときに、根拠について追及されると思います。このときに明快な説明ができないといけません。一言でいうと、違反行為というものをちゃんと把握して、抜け道がないように作らないと、何も言えなくなってしまうことがあります。ですから、そのあたりをかなり周到に御準備いただけたらいいかなと思います。

ちょっと別の事例の紹介ですが、ニューヨークで、屋外広告の逆規制いうものがあります。犯罪が増えたから、ちょっとでも安全で明るいまちを作ろうということで、一定の明るさの広告物をつけないとだめですよという、本当に逆の規制なのですが、それが担保されたのは、不動産契約書の中で、広告物をつけないと不動産契約を結べないという決まりになっていたからです。ですから、否が応でも事業者は広告物を規定どおりに設置するという事なんですね。規制に適合した広告物の申請をしない限り営業許可出せませんよというくらいの、そういう制度を作っていない限りは、ざる法になってしまうと思うので、そのあたりはしっかり御検討いただきたいと思います。

それでは次の議題ということですが、その他ですね。長野県の景観行政の今後の在り方について、事務局から御説明をお願いします。

(3) 長野県の景観行政の今後のあり方について (意見交換)

(都市・まちづくり課 小口係長 資料3-1、3-2により説明)

(武山会長)

それでは委員の方々からこれから県の景観、こんなふうにしていったらどうでしょう、こういう観点がありますよといったことも含めて、御発言いただけたらいいかなと思います。

名簿順で行かせていただきますが、10名ちょっとおられますので、簡潔に御発言いただければと思います。それでは赤羽委員、トップバッターですがよろしく願いいたします。

(赤羽委員)

なかなか盛りだくさんでどのようにお話できるかわかりませんが、私は長野県の建築士会に属しているわけですが、今年に入って佐久穂町の八千穂駅の近くの景観アドバイザー協議会として、まちづくり提案をしてくれないかという依頼がありました。本日御出席の中里委員さんと、あと小林委員さんにもお手伝いをいただき、町には提

出をいたしました。そのときに感じたことが、取組と現状という課題の下から2番目、「守るべき景観である地域の景観に対する価値観の共有が進んでいない」、まさにこれがそうだなと思いました。地域の人には本当に、このままでいいんじゃないか、くらいの考えだと思いますけれども、よそ者というか、私たちが行ってみるとすごくいいものがあるわけですよ。それをお互いどこかで共有できるようにしていけばいいものというのが残っていくのではないかなと感じました。

(武山会長)

ありがとうございます。では上原委員をお願いします。

(上原委員)

上原です。そうですね、たぶんいろんな、お金とか人の問題もあると思うので、どこに注力するかというのを検討されたらいいのではないかと考えております。

一つは影響の大きな、面積の大きな部分について。例えば林野庁が今後森林の林齢を均一化するために、大規模な伐採をやるということ伺っていますし、それに付随して太陽光パネル問題が起きるかもしれません。あるいは農地が放置されることで大規模な施設ができるとか、そういった大きなインパクトに対してどういう対処ができるのかというのが一つだと思います。

またヨーロッパなんかでは起こりやすいことですが、駅とか空港とか、人が一番見るところをいかにきれいにするかということです。長野県でいうとインターチェンジにホテルとかパチンコ屋とか、そういう人が集まる場所こそ一番景観に配慮する、ということも一つです。

長野県全体をやるのは難しいと思いますので、どこに力を入れるのかというように見方を変えないと、業者の方の仕事ばかり増えて効果が上がらないかな、なんて思います。また専門家を活かして、ということですがけれども、景観計画、各自治体が続きますと、私も下伊那で4つくらい、安曇野市も教え子がいるのでやらせていただいている、佐久とかはお断りしている状況で、どんどん仕事が増えています。同じことが行政でも起こるんじゃないかということで、全体で話すべきところはみんなで話して共有するような、そのようにしていかないと、実際には回っていかないんじゃないかと思っています。以上でございます。

(武山会長)

ありがとうございます。本当に仕事が増えていく一方になってしまいますね。太田委員をお願いします。

(太田委員)

先ほども白馬の議題のときにちょっと申し上げたのですが、資料3-1の中の、40ページに書いてあります取組の視点例の中にいくつかヒントがあると思っています。それぞれの景観行政団体への移行に伴って市町村の権限でやれることも増えてくるわけですが、一方で圏域、あるいはこの言葉で使えば景域といった、地域を取り巻く全体の中でどう

いう形で景観を考えるかということが大事だと思っております。

私どもは安曇野市という市でございますけれども、実際には安曇野と呼ばれる地域は、例えば北安曇郡の松川村、池田町、それから東筑摩郡の生坂村といった地域までは一体となった地域であります。そういった中で、どうやって景観を維持するかということを考えたときには、実は県の広域行政の単位では北安曇郡で私どもは違うところがあったりして、だから視点例で特に、考え方があった、景域マスタープランというのは非常に賛成ですけども、現実においてどういうふうにか考えるかというところはこれから詰めなきゃいけないかなと思っております。行政面はこういった広域調整が必要であろうということは、景観行政団体への移行が進む中でも必要であろうとは思っております。以上です。

(武山会長)

ありがとうございます。続きまして大森委員をお願いします。

(大森委員)

大森でございます。私はふるさと信州 100 景のガイド講座の講師に招かれたことがございまして、観光案内をボランティアでしていく関係だったと思っておりますけれども、その際にいらっしゃった方々がお持ちの景観に対しての意識、それから行政サイドがお持ちの意識、それから全体、外から見た方々の意識というのがまるで分断されてしまっていて、つながりがないのです。私たちが話しても、ああ、そんなことあるんだねという感じでしかなかったもので、そこのところを、もう少しどなたかがお回りになって、各地に意識を落とし込んでいくという作業が必要なのではないかと考えました。そこが一番大切だと思います。先ほどから言われている、景域マスタープランというのは非常に有効なのではないかと、難しいかもしれませんが、有効なのではないかと考えます。ありがとうございました。

(武山会長)

ありがとうございます。続きまして小坂委員をお願いします。

(小坂委員)

こういういろいろな社会課題がある中で、この解決のためには難しい部分も多いなと思っております。ほかの県とか市町村を聞いても、まったく同じことで悩んでいるという話を業界でも聞いております。もう意見も皆さん出ているところとだいたい同じですけども、確かに価値観の共有が進んでいないということだと思います。住民と行政、ということもそうですけれども、ある程度の価値観の共有は、景観行政団体として今回のように白馬村さんが離れるというような形になっても、県と市町村との価値観の共有というのは、していく必要がどうしてもあるのかなと思います。景観の連続性とか、景域という言葉も出ていますけれども、広域的な部分があるものですから、市町村も独自にやっていくのと同時に、長野県さんの方でもイニシアチブを取って価値観の共有というの、進める必要があるのではないかと考えています。サステナブルな課題ばかりですので、大変なところが多いかと思いますが、是非その視点でまたやっていただければと思います。以上です。

(武山会長)

ありがとうございます。続きまして小林委員お願いいたします。

(小林委員)

今回初めて参加させていただきました。私は建築をやっておりまして、景観に関しては、壊さないようにするものだというイメージでした。保存して残すものか、それから壊してはいけないものか、というような。市町村主体でやっても、やはり県の、もう少し広い目で見るといって、そういった視点があるんだなと、今日は勉強をさせていただきました。またいろいろ勉強させていただいて、参加していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(武山会長)

ありがとうございます。続きまして、中里委員おねがいします。

(中里委員)

中里です。私も今回初めて参加させていただきました。いろいろ勉強させていただきました。皆さんがおっしゃるように、私も、価値観の共有というのが大きな壁ではないかなと感じています。景観に対して、ここにいらっしゃる方々もそうですし、業として関わっている方々の意識の高さと、景観という言葉にすら関わらない方々の意識の壁がすごくあるんじゃないかと思えます。眺望カードの作成ということで、小中学校という、子どもを対象にしたというのがすごく興味深く思いました。小学生とか、見たものが美しいと思う感性というのは小さいころに触れたものが育てていくのではないかと思えますし、小学生というところでいけば、保護者の方の存在もあるので、そこがすごく今後伸びていくきっかけといいますか、何かつながっていくキーワードになるのではないかなと感じました。以上です。

(武山会長)

ありがとうございます。続きまして、丸山委員、お願いします。

(丸山委員)

よろしく申し上げます。景観ってなかなか難しく、一番私が感じているのは、市街地だとか都市部なんかは、割と町に余力や資金がありますし、また企業とか、社会での景観に対する意識もかなり高い部分が、例えば小規模の市町村などの財政的にひっ迫している、まちづくりに対して資金が調達できない、必死で暮らしているという市町村も多いわけです。ただ、そうはいっても山間地の景観も重要です。先ほど上原委員から話がありましたが、これから山を整備していかなくてはいけないということになると、かなりそれも資金力というのは重要になってくる。産業も市町村でコントロールできればいいのですけれども、なかなかそうもいかない。森林組合なんか赤字続きで、そういうところまで手が回らない。景観うんぬんというところではないということもあります。やはり重要な景観の一部ですから、そういった資金不足等も視野に入れて、長野県全体のバランスを取りな

がら、市街地、あるいは山間地などもうまく行き届いたファイルでまちづくりというのをやっていきたいなと私も思っております。皆様もそういうことで活動されていくといいかなと思っております。以上です。

(武山会長)

ありがとうございます。最後になりました。山口さんお願いします。

(山口委員)

景観というのは、長野県の景観行政に関して説明を受けたところでは、やはりふるさとの景観とか農村景観に対する事業みたいなものが多いのかなと感じております。そういったわかりやすいところではなくて、今回でいえば、白馬村の降籬さんがおっしゃっていた、産業景観というようなところもすごく印象に残りました。産業景観と言われるものは、評価基準があいまいだと思います。経済的なものを取るのか、完璧な美しさを取るのかという、両立することが難しい場合もあったりして、評価基準がぶれやすいと思うのですけれど、それでもやはり観光立県、産業としての観光を成り立たせていくということを考えていくと、そういった産業景観というものをもっと明確に位置づけてわかりやすく見せていくということが必要なのかなと感じています。ただ、逆に混沌としているもの、例えば昭和の繁栄した温泉街が混沌としていて面白いとか、そういうこともあって一概に何が悪いということとはやはり言いづらいと思います。なので、これがいいこれが悪いという前に、それがいったいどういうふうに見えるのかということが多角的な視点から整理していき、その上で長野県全体としてどういう方向に進めるのか、と考えられていってもいいのかなということ、今日のお話を聞きながら、今後の在り方みたいなのを含めて思ったところです。以上です。

(武山会長)

ありがとうございました。進行に御協力いただきましてありがとうございました。意識の問題、それから景観教育関係といいますか、そういったことを知っていただくというようなこと、それといかに産業とつなげていくかという御意見があったと思います。委員の方々の発言を聞かれて追加でもし御意見ございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(上原委員)

観光立県の話だと、長野県の外から見た形は重要だなと思っております、伊那谷でも昔、高遠ダムにアルプスの少女ハイジをでっかく描いたということで、地元の方は良かれと思ってやったのですが、観光客ががっかりするということがありました。日本だけなんですよね、景観を人が見た印象面にとらえて。海外だと土地利用とか地域なんです。なので、誰が見るかによって違うというところを、もう少し、県の人が見たらこれがいいんだけれども、外から見たら違うというときに、観光客とかお客様がどこで長野らしさを感じるかというのは非常に説得力がありますので、そういう視点があるといいと思います。個別にやるとどうしてもけんかになっちゃって、私はこれが好きだ、私は赤の方がいいと

思うというような、そんな話をしてもしょうがないので、グループで考えるといいのかなというのが一点です。

あと、先日まで私シンポジウムで熊本に帰っておりまして、運転中グーグルマップやナビだと、道の看板はほとんど見ませんでした。時代の変化で、今までは当たり前だったものがもういなくなるとか、そういう新しい時代への対応は、県が主導して新しいことを考えたら非常にいい流れかなと思いました。よろしく願いいたします。

(武山会長)

ありがとうございます。私は夏休みの自由研究発表会なんかをよく見に行ったりするんですけども、地域というか通学路の看板を取材して、それでカレンダーを作っていた子どもがおりまして、すばらしい作品になっていました。大人は車ばかり乗っていますから、地域の生活景観を一番見ているのは子どもたちなんですね。高岡には国宝瑞龍寺というのがありまして、すばらしいお寺、すばらしい景観がありますけれども、小学生6年間の間に何度か見学するかなという場所です。しかし通学路は365日毎日見るわけです。ですから、国宝と通常の通学路、どちらが大事かと考えると、教育的な観点からいったら通学路のほうが大事なんです。そういうことの意識づけができるとうろしいと思います。

景観というのは、私は空気みたいなものだと思っておりまして、無いと死んでしまうわけです。でも空気って汚れているとか、よほどのことがない限りわからないですよ。だから意識づけがとても難しい、それくらい景観というのは私どもと一体化している、重要なものだとは私思っているのですけれども、そういう意識を是非持っていただきたい。そしてそれをうまく活用するということは地域の価値を高めることにつながりますし、そういう地方のよさを発信していかない限り、つぶれてしまうと思っております。ですので、そのような形で長野のよいところをうまく生業や生きがいに結び付けるという部分で、職員の皆様には御活躍いただきたいなと思います。そしてそれをこの審議会が御支援できたらすばらしいことだなと思います。

ほかよろしいでしょうか。本日はいろいろと御意見いただきまして、ありがとうございます。また議事録を作っていただけだと思いますので、それをもって発信していければと思います。それでは進行に御協力いただきましてありがとうございます。

(美谷島企画幹)

委員の皆様には長時間にわたり活発な御審議をいただき、まことにありがとうございました。あらためまして武山会長をはじめ委員の皆様には御礼を申し上げるとともに、皆様からいただいた貴重な御意見を本県の景観育成の推進に活かしてまいります。本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、審議会は閉会といたします。ありがとうございました。

(終了)

議事録署名人
